

株式又は持分の取得等に関する報告書  
年 月 日

殿  
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍	
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり報告します。

1 発行会社の名称						
2 取得、一任運用又は 処分の内容	実行 年月日	株式 又は 持分 の別	数 量	単 価	取得、一 任 運 用 又 は 処 分の別	取得、一任運用又は処 分の相手方の氏名又は名称 及び住所又は主たる事務 所の所在地
3 出資比率	取得前、一任運用 前又は処分前		%		取得後、一任運用 後又は処分後	%
4 その他の事項						

(記入要領)

- 1 本報告書は、発行会社の別に記入し、株式若しくは持分の取得及び取得した株式若しくは持分の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等(金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。)の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株(旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。)の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「4 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。
- 6 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 7 「3 出資比率」欄中「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、株式又は持分の取得及び取得した株式又は持分の処分に関する報告にあつては、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の出資比率を記入し、株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分に関する報告にあつては、本報告書で報告される直前の報告者がする株式への一任運用(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した発行会社に対する報告者の出資比率又は報告者がする株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 8 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「株式又は持分の別」欄に「出資証券」と記入すること。
- 9 第7条第3項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。
  - (1) 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄及び「3 出資比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容(その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容)について記入すること。
  - (2) 報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「4 その他の事項」欄にその内容について記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

報告書記入例（対内直接投資のケース）

株式又は持分の取得等に関する報告書

2014年9月23日

財務大臣殿 1. 大臣の氏名は不要。  
 ○○大臣殿 2. ○○には事業所管大臣を記入すること。  
 (日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	エイ・ビー・シー・コーポレーション(ABC Corp.) 代表者 エックス・ワイ・ゼット 責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 100	国籍	アメリカ合衆国
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	○○株式会社 責任者記名押印又は署名 代表者 甲野太郎 ○○事業部長 丙野三郎 (印)		
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地		
事務上の連絡先 (担当者電話)		○○株式会社 経理課 乙野二郎	Tel.3279-1111 内線 1111	

下記のとおり報告します。

1 発行会社の名称	日本○○化学株式会社					
2 取得、一任運用 又は処分の内 容	実行 年月日	株式 又は 持分 の別	数 量	単 価	取得、一任 運用又は処 分の別	取得、一任運用又は処 分の相手方の氏名又は名 称及び住所又は主たる事 務所の所在地
	2014年9月23日	株式	1,000株	60,000 円	処分	○○石油株式会社 東京都千代田区○○町○ 番地
	2014年9月23日	株式	760株	40,000 円	処分	○○日石株式会社 東京都中央区○○町○番 地
3 出資比率	取得前、一任運用 前又は処分前		20%		取得後、一任運用 後又は処分後	9%
4 その他の事項						

(記入要領)

- 1 本報告書は、発行会社の別に記入し、株式若しくは持分の取得及び取得した株式若しくは持分の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等(金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。)の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株(旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。)の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「4 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。
- 6 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 7 「3 出資比率」欄中「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、株式又は持分の取得及び取得した株式又は持分の処分に関する報告にあつては、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の出資比率を記入し、株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分に関する報告にあつては、本報告書で報告される直前の報告者がする株式への一任運用(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した発行会社に対する報告者の出資比率又は報告者がする株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 8 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「株式又は持分の別」欄に「出資証券」と記入すること。
- 9 第7条第3項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。
  - (1) 「2 取得、一任運用又は処分の内容」欄及び「3 出資比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容(その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容)について記入すること。
  - (2) 報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「4 その他の事項」欄にその内容について記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

## 対内直接投資の届出に係る「株式又は持分の取得等に関する報告書」の記入の手引

### 1. 報告が必要な取引または行為

外国投資家が本邦にある会社（上場会社、店頭登録会社<以下「上場会社等」といいます>および非上場会社）の株式もしくは持分を取得、または上場会社等の株式への一任運用をするために、過去に「株式・持分の取得等に関する届出書」（別紙様式第一）を提出している場合の、当該株式もしくは持分の取得及び取得した株式もしくは持分の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分のうちいずれかの取引。

または、外国投資家が上場会社等の株式の引受け（金融商品取引法第2条第8項第6号に掲げるもの。ただし、同条第6項第3号に係るものを除く）をした翌日に出資比率（直投令第2条第4項に定める特別の関係にある者の分を含む<以下同じ>）10%以上所有することとなったことにより直投命令別紙様式第11を提出済みの場合において、当該株式の取得が直投令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当するとき、その後当該株式の処分等により出資比率が10%未満となった場合。

### 2. 報告の時期

取引日から30日以内に報告をして下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

—— 30日目にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

### 3. 提出書類および提出部数

「株式又は持分の取得等に関する報告書」（別紙様式第十九）・・・報告書の名宛大臣数

### 4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣（その子会社または完全対等合弁会社が事前届出業種に属する事業を営んでいる場合は、当該事業の所管大臣を含む）をいいます。原則、当該株式または持分を取得するために提出済みの「株式・持分の取得等に関する届出書」（別紙様式第一）に記載された名宛大臣と同じになります。事業所管大臣が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

### 5. 報告書の提出先と照会先

#### （1）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「2 取得、一任運用又は処分の内容」の「実行年月日」に記載したのと同じ「年月日」を入力して下さい。